

# 令和3年度社会福祉法人指導監査結果

## 1 指導監査実施法人数 7 法人

## 2 法人別指導監査の結果

※監査実施順

|              |   |
|--------------|---|
| 法人名          | 社会福祉法人 原町成年寮  |
| 指導監査類型       | 一般指導監査 ※障害福祉課と合同で実施   |
| 実地検査実施年月日    | 令和3年11月4日   |
| 文書による指摘の有無   | 有   |
| 文書による指摘の主な内容 | (1) 基本財産の処分にあたって、基本財産の処分承認申請が行われていないため、是正すること<br>(2) 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないため、是正すること |
| 改善状況報告書提出の有無 | 有 (令和3年12月27日)  |
| 指摘に対する是正状況   | 是正済み  |

|              |   |
|--------------|---|
| 法人名          | 社会福祉法人 喜清会  |
| 指導監査類型       | 一般指導監査  |
| 実地検査実施年月日    | 令和3年11月26日  |
| 文書による指摘の有無   | 有   |
| 文書による指摘の主な内容 | (1) 評議員会の決議の省略について、理事会の決議により定められていないので、是正すること<br>(2) 必要な情報がインターネットで公表されていないので、是正すること<br>(3) 当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額に欠損があるにもかかわらず積立をしているので、是正すること<br>(4) 財産目録が様式に従っていないため、是正すること |
| 改善状況報告書提出の有無 | 有 (令和4年1月7日)  |
| 指摘に対する是正状況   | 是正済み  |

|              |  |
|--------------|--|
| 法人名          | 社会福祉法人 アムネかつしか                                     |
| 指導監査類型       | 一般指導監査   |
| 実地検査実施年月日    | 令和3年12月8日  |
| 文書による指摘の有無   | 有  |
| 文書による指摘の主な内容 | 当期末繰越活動増減差額にその他積立金取崩額を加算した額の余剰を超えて積立をしているので、是正すること |
| 改善状況報告書提出の有無 | 有 (令和4年1月19日)                                      |
| 指摘に対する是正状況   | 是正済み   |

|              |            |
|--------------|------------|
| 法人名          | 社会福祉法人 東翔会 |
| 指導監査類型       | 一般指導監査     |
| 実地検査実施年月日    | 令和3年12月15日 |
| 文書による指摘の有無   | 無          |
| 文書による指摘の主な内容 | —          |
| 改善状況報告書提出の有無 | —          |
| 指摘に対する是正状況   | —          |

|              |   |
|--------------|---|
| 法人名          | 社会福祉法人 葛飾会  |
| 指導監査類型       | 特別指導監査（一般指導監査から切り替え）<br>※育成課と合同で実施  |
| 実地検査実施年月日    | 一般指導監査 令和3年12月21日<br>特別指導監査 令和4年1月28日から4月22日  |
| 文書による指摘の主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人の関係者に特別の利益を供与していると認められるので、是正すること</li> <li>(2) 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないため、是正すること</li> <li>(3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること</li> <li>(4) 支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていないので、是正すること</li> <li>(5) 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること</li> <li>(6) 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について基本財産として定款に記載されていないので、是正すること</li> <li>(7) 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること</li> <li>(8) 経理規程の内容が法令又は通知に反するので、是正すること</li> <li>(9) 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っているので、是正すること</li> <li>(10) 補正予算の編成が必要と認められる、軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算が編成されていないので、是正すること</li> <li>(11) 架空資産の計上があるので、是正すること</li> <li>(12) 積立金と同額の積立資産が計上されていないので、是正すること</li> <li>(13) 把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること</li> <li>(14) 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること</li> <li>(15) 財産目録が様式に従っていないので、是正すること</li> <li>(16) 法人印及び代表者印についての管理が行われていないので、是正すること</li> <li>(17) 契約を適正な方法により行っていないので、是正すること</li> </ul> |
| 改善状況報告書提出の有無 | 有（令和4年10月27日）   |
| 指摘に対する是正状況   | 是正中   |

|              |  |
|--------------|--|
| 法人名          | 社会福祉法人 葛飾学園  |
| 指導監査類型       | 一般指導監査 ※育成課と合同で実施  |
| 実地検査実施年月日    | 令和4年1月6日   |
| 文書による指摘の有無   | 有  |
| 文書による指摘の主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款に記載していない事業を実施しているので、是正すること</li> <li>(2) 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること</li> <li>(3) 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないため、是正すること</li> <li>(4) 議事録に議事録署名人の署名又は記名押印がないので、是正すること</li> <li>(5) 欠席が継続している理事がいるので、是正すること</li> <li>(6) 理事長が、理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること</li> <li>(7) 経理規程の内容が法令又は通知に反するので、是正すること</li> <li>(8) 寄附申込書の様式が未作成であるため、是正すること</li> </ul> |
| 改善状況報告書提出の有無 | 有（令和4年4月14日）   |
| 指摘に対する是正状況   | 是正中  |

|              |   |
|--------------|---|
| 法人名          | 社会福祉法人 ひかり学園  |
| 指導監査類型       | 一般指導監査  |
| 実地検査実施年月日    | 令和4年1月31日   |
| 文書による指摘の有無   | 有   |
| 文書による指摘の主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 評議員の選任にあたって、就任承諾書等で就任の意思表示があったことを確認できないため、是正すること</li> <li>(2) 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないため、是正すること</li> <li>(3) 評議員会の報告・決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録が確認できないため、是正すること</li> <li>(4) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないため、是正すること</li> <li>(5) 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録が確認できないため、是正すること</li> <li>(6) 理事に委任されている範囲が理事会の決定において明確に定められていないため、是正すること</li> <li>(7) 理事長が、理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないため、是正すること</li> <li>(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が未作成であるため、是正すること</li> <li>(9) 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続が行われていないため、是正すること</li> <li>(10) 経理規程が定款に定める手続により決定されていないので、是正すること</li> </ul> |
| 改善状況報告書提出の有無 | 有（令和5年1月24日）  |
| 指摘に対する是正状況   | 是正中   |